

平成28年2月

**地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出の  
あった交付税の算定方法に関する意見の処理方針(案)**

市町村分

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 総括的事項 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(法)	北海道	一般財源総額確保と地域経済・雇用対策費の継続・拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定率の引上げ等により、地方一般財源総額を確保されたい。</li> <li>・歳出特別枠や別枠加算の廃止・縮減等を行わないでいただきたい。</li> <li>・地域経済・雇用対策費の現行の算定方法の継続・充実を図られたい。</li> </ul>	<p>一部採用する。</p> <p>平成28年度は、「経済・財政再生計画」の初年度でもあり、経済再生と財政健全化の両立に向けて取り組み、地方団体が安定的な財政運営を行えるよう、地方の一般財源総額について、前年度を0.1兆円上回る61.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税について、前年度とほぼ同程度となる16.7兆円を確保した。</p> <p>また、歳出特別枠については、地方の重点課題に対応するための経費や公共施設の老朽化対策について重点的に歳出を確保した上で、平時モードへの切替えを進める観点から、重点的に確保した歳出と同額を歳出特別枠から減額したものであり、実質的に前年度水準を確保した。併せて、別枠加算については、平成28年度地方財政対策において、地方税収がリーマンショック以前の水準にまで回復したことや、交付税総額についても、前年度と同程度の額を確保できたこともあり、廃止することとした。</p> <p>さらに、法定率の見直しについては、平成27年度において見直しを行ったところであるが、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。</p>
2	(法)	国立市 (東京都)	交付税原資の税目及び税率等における制度改正	<p>平成26年度より地方法人税の全額が交付税原資とされている。地方法人税は、都道府県・市町村を含む地方全体の貴重な自主財源であり、これを国税化することは、将来にわたり地方全体の財政自主権を弱めるものである。交付税原資の税目及び税率等において、制度改正が必要と考える。</p>	<p>以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。</p> <p>法人住民税の国税化については、消費税率の引上げに伴う地方消費税の充実にあわせ、地域間の財政力格差が拡大することがないように、偏在性の大きい法人住民税法人税割の一部について国税化し、その税込額を地方交付税の原資に充てるとともに、不交付団体の減収分を活用して地方財政計画に歳出を計上するもの。</p> <p>法定率の見直しについては、平成27年度において見直しを行ったところであるが、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。</p>

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 総括的事項 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
3	(法)	京都市 (京都府)	地方交付税総額確保及び法定率の引上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歳出特別枠や別枠加算を維持すること。</li> <li>・大都市特有の財政需要を反映させること。</li> <li>・地方の財源不足の解消は法定率の引上げにより対応すること。</li> <li>・人事院勧告等を踏まえた年度途中の地方公務員の給与改定に伴う影響額については、当該年度において、普通交付税の再算定により適切に反映させること。</li> </ul>	<p>一部採用する。</p> <p>平成28年度は、「経済・財政再生計画」の初年度でもあり、経済再生と財政健全化の両立に向けて取り組み、地方団体が安定的な財政運営を行えるよう、地方の一般財源総額について、前年度を0.1兆円上回る61.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税について、前年度とほぼ同程度となる16.7兆円を確保した。</p> <p>また、歳出特別枠については、地方の重点課題に対応するための経費や公共施設の老朽化対策について重点的に歳出を確保した上で、平時モードへの切替えを進める観点から、重点的に確保した歳出と同額を歳出特別枠から減額したものであり、実質的に前年度水準を確保した。併せて、別枠加算については、平成28年度地方財政対策において、地方税収がリーマンショック以前の水準にまで回復したことや、交付税総額についても、前年度と同程度の額を確保できたこともあり、廃止することとした。</p> <p>さらに、法定率の見直しについては、平成27年度において見直しを行ったところであるが、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。</p> <p>また、基準財政需要額の算定にあたっては、昼間流入人口などを指標とした割り増しや政令市・中核市の行政権能の違いを反映するなど、大都市特有の財政需要についても適切に算定している。</p> <p>年度途中における人事院勧告等を踏まえた地方公務員の給与改定については、その影響額と地方財政計画に計上した追加財政需要額等を考慮し対応を検討することとする。</p>

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 総括的事項 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
4	(法)	大阪市 (大阪府)	法定率引上げ及び基準 財政需要額における標 準行政経費の精査につ いて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持続可能な地方交付税制度の確立に向けて、法定率の引上げを行うべきである。</li> <li>・地方の自主性を高めるために、サービス供給量が地方の裁量に一定程度委ねられている保育行政等に標準行政経費の対象を限定すべきであり、法定受託事務は算定対象から除外し、全額を国費で措置すべきである。国費による全額負担がされるまでの間は、精算を設ける等決算額ベースで全額を需要額で措置すべきである。</li> </ul>	<p>以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。</p> <p>法定率の見直しについては、平成27年度において見直しを行ったところであるが、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。</p> <p>また、地方交付税は、地方交付税法に定める目的のとおり、全国の各地方団体が、法令で義務付けられた事務をはじめ、標準的な行政サービスを住民に提供するために必要な財源を保障するという極めて重要な役割を担うものであり、法定受託事務かどうかに関わらず、地方財政法第11条の2等の規定に基づき、地方負担については適切に基準財政需要額等に算入しているところ。</p> <p>今後とも、このような財源保障機能が発揮されるよう、必要な地方交付税総額を安定的に確保するとともに、適切な基準財政需要額の算定に努めてまいりたい。</p>
5	(法)	徳島県	地方交付税の総額確 保・機能充実等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別枠加算の継続と法定率の見直しにより、地方交付税総額及び一般財源総額を確保すること。</li> <li>・まち・ひと・しごと創生事業費のさらなる充実を図りたい。</li> <li>・「骨太方針2015」における地方交付税の改革については、地方交付税の財源保障機能を損なうことのないよう適切に対処されたい。</li> </ul>	<p>一部採用する。</p> <p>平成28年度は、「経済・財政再生計画」の初年度でもあり、経済再生と財政健全化の両立に向けて取り組み、地方団体が安定的な財政運営を行えるよう、地方の一般財源総額について、前年度を0.1兆円上回る61.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税について、前年度とほぼ同程度となる16.7兆円を確保した。</p> <p>また、別枠加算については、平成28年度地方財政対策において、地方税収がリーマンショック以前の水準にまで回復したことや、交付税総額についても、前年度と同程度の額を確保できたこともあり、廃止することとした。</p> <p>さらに、法定率の見直しについては、平成27年度において見直しを行ったところであるが、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。</p> <p>まち・ひと・しごと創生事業費については、地方団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組むことができるよう、平成28年度においても、引き続き1兆円を確保した。</p> <p>基本方針2015にある地方交付税の改革については、財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心・安全を確保することも前提として取り組むこととしている。</p>

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 総括的事項 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
6	(法)	高知県	地方交付税の総額確保と臨時財政対策債の更なる縮減	地方交付税総額を確保しつつ、臨時財政対策債の新規発行分を抑制するため、法定率の更なる引き上げ等の措置を講じられたい。	一部採用する。  平成28年度は、「経済・財政再生計画」の初年度でもあり、経済再生と財政健全化の両立に向けて取り組み、地方団体が安定的な財政運営を行えるよう、地方の一般財源総額について、前年度を0.1兆円上回る61.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税について、前年度とほぼ同程度となる16.7兆円を確保した。 さらに、法定率の見直しについては、平成27年度において見直しを行ったところであるが、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。
7	(法)	高知県	基準税率(留保財源率)の見直しについて	基準税率に引き上げによる地方交付税の財政調整、財源保障機能の強化	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。  留保財源率の引下げについては、財政力格差是正の観点から引き下げるべきとの意見、収収確保インセンティブ強化の観点から引き上げるべきとの意見など様々な意見があり、幅広い観点から慎重な検討が必要と認識。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 総括的事項 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
8	(法)	高知県	地方の歳出効率化を促すための、基準財政需要額の算定について	トップランナー方式の導入にあたっては、条件不利地域において安定的な財政運営に支障をきたすことのないよう、地方の意見も取り入れながら慎重な制度設計をされたい。	採用する。 トップランナー方式の導入にあたっては、多くの団体で民間委託等の業務改革に取り組んでいる16業務について導入することとしている。 また、導入にあたっては、地方公共団体の人口規模の違い等の地域の実情を踏まえるとともに、地方公共団体への影響等を考慮し、複数年かけて段階的に反映することとしている。
9	(法)	沖縄県	トップランナー方式を反映した地方交付税算定の見直しにおける自然的、地理的制約のある過疎団体や離島団体への適切な算定について	トップランナー方式を反映した地方交付税算定の見直しに伴い、歳出効率化に向けた取組にて他団体のモデルとなる団体の経費水準が単位数に反映される。本県においては、自然的、地理的制約のため民間委託等が活用できない過疎及び離島団体を多く抱えることから、当該団体に対して、算定の見直しによる影響が懸念される。そのため、適切な見直しをしていただきたい。	採用する。 トップランナー方式の導入にあたっては、多くの団体で民間委託等の業務改革に取り組んでいる16業務について導入することとしている。 また、導入にあたっては、地方公共団体の人口規模の違い等の地域の実情を踏まえるとともに、地方公共団体への影響等を考慮し、複数年かけて段階的に反映することとしている。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 総括的事項 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
10	(法)	北海道 高知県	歳出特別枠の維持及び 地域経済・雇用対策費 の算定方法の継続	地域経済基盤強化・雇用等対策費 の規模を維持するとともに、地域経 済・雇用対策費の算定方法を継続す ること。	一部採用する。  地方の重点課題に対応するための歳出や公共施設の老朽化対策に係る歳出 を重点的に確保(4,000億円)した上で、同額を歳出特別枠から減額すること により、実質的に前年度水準を確保した。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 総括的事項 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
11	(法)	沖縄県	特別交付税の段階的引き下げの際の普通交付税への適切な移行について	地方交付税総額に占める特別交付税額の割合が段階的に引き下げられ、その引き下げ分について、普通交付税へ移行されるが、その際には小規模離島団体への適切な算定をしていただきたい。	一部採用する。 近年、東日本大震災のみならず、集中豪雨・豪雪などの自然災害が多発・多様化し、災害対応経費が増加していることに加え、地域医療や地域交通等の地域住民を守るために不可欠な経費等が増加している状況、地方財政審議会の意見及び地方団体からの要望を踏まえ、特別交付税の割合は6%とすることが適当と判断したところ。 引き続き、小規模離島団体への特別交付税措置を継続してまいりたい。



(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 道路橋りょう費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
12	(法)	愛媛県 (東温市)	道路橋りょう費(道路の面積)の単位費用の見直しについて	道路法施行規則の一部改正により義務化された橋りょう・トンネル等の点検実施に係る財政負担を加味した、普通交付税措置の拡充を求めるものであり、H26年度における算定額と決算額にも乖離が見られることから、単位費用の見直しによる是正が必要である。	採用する。 道路法施行規則の一部改正により、橋りょう・トンネル等の5年に1回の点検が基本とされたことから、道路橋りょう費(道路の面積)の標準団体一般財源所要額に「道路構成施設点検経費」を新規計上する。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 小学校費・中学校費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
13	(法)	さぬき市 (香川県)	特別支援教育支援員に係る経費の算入額の拡充及び算入方法の変更	小学校費、中学校費における基準財政需要額の算定において、特別支援教育支援員に係る経費の基準財政需要額への算入額を拡充するとともに、学校の統廃合に配慮した算定方法を導入する。	一部採用する。  特別支援教育の推進に要する経費については、障害のある児童・生徒数が増加傾向にあることや、特別支援教育支援員の配置実績を踏まえ、単位費用において、支援員の措置人員を増員したところ。なお、学校数を測定単位とする小学校費、中学校費では、現在、特例的な補正係数である数値急減補正が長期に設けられていることから、新たに補正係数を設けることについては慎重に対応する。
14	(法)	沖縄県	義務教育施設(小学校・中学校)及び幼稚園の空調設備に係る維持管理費の交付税措置について	小学校・中学校及び幼稚園の空調(冷房)設備設置教室に係る維持管理費の交付税措置を講じていただきたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。  学校施設における空調施設については、各都道府県における設置状況や維持管理費の負担状況等について、引き続き文科省等からの情報収集に努め、交付税措置の必要性について十分精査していくこととする。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ その他の教育費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
15	(法)	太田市 (群馬県)	市町村立幼稚園に係る 経費の測定単位の見直し	測定単位「幼稚園及び幼保連携型 認定子ども園の小学校就学前子ども の数」の算出の基礎について、現行 では学校基本調査によることとされ ているが、子どもの居住する市町村 単位で測定するよう変更されたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。  測定単位「幼稚園及び幼保連携型認定子ども園の小学校就学前子ども の数」の算出の基礎については、現在、幼児数を居住地の市町村単位で捕捉す る統計等がないことから、従来どおり、学校基本調査によることとしている ところである。  制度所管府省における広域利用の状況の把握方法の検討状況等をふまえつ つ、財政需要の適切な反映方法について引き続き検討をしていく。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 厚生労働費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
20	(法)	野田市 (千葉県)	社会保障の充実等に係る経費の基準財政額への適切な算入	社会保障の充実等に係る経費について、基準財政需要額へ適切に算入し、基準財政収入額における引上げ分の地方消費税交付金の額との乖離を是正する。	一部採用する。  社会保障4分野における国の制度に係る社会保障給付費の地方負担分については、従来から基準財政需要額に全額算入してきたところであり、これに加え、平成28年度地方財政計画に計上された社会保障の充実分及び消費税の引上げに伴う支出の増分についても基準財政需要額に算入しているところ。 なお、社会保障4分野及び社会保障4分野に則った地方単独事業に係る経費については、国の制度等との整合性、地方財政計画の状況等を踏まえ、基準財政需要額に適切に算入しているところであるが、引き続き基準財政需要額への算入のあり方について検討して参りたい。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 生活保護費・社会福祉費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
16	(法)	大阪府 奈良県 島根県全市町村・ 島根県 広島県 周防大島町 (山口県) 長崎県	福祉事務所を設置する 町村に対する普通交付 税での措置について	福祉事務所を設置している町村に ついては、特別交付税において措置 されているが、普通交付税での措置 とされたい。	以下の理由により採用しない。  町村が福祉事務所を設置することは、社会福祉法上任意であり、また全国的にみても設置町村はわずかであることから、その設置経費を普通交付税で算定することはできないので、特別交付税において適切に算入しているところ。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 社会福祉費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
17	(法)	奈良県	単独医療費助成への地方財政措置	県内全市町村が実施している地方単独医療費助成事業(子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成事業、心身障害者医療費助成事業、重度心身障害老人等医療費助成事業等)への地方財政措置	以下の理由により採用しない。  障害者医療費助成、乳幼児医療費対策事業及びひとり親家庭乳幼児医療費助成事業等、地方が単独で行う医療費助成事業に係る補助については、法令上の義務規定ではなく、補助の程度に応じて国民健康保険に係る国庫負担額の減額措置が行われていること等から、国の制度との整合性を持った、標準的な単位費用の算定を行っているところ。
18	(法)	愛媛県	条件不利地域の保育所の維持	条件不利地域における保育所等の運営に要する経費の実態に合わせるため、現在の入所人員に加え保育所数も算出基礎数値に加える。 また、単位費用の算定にあたり送迎バス等に係る経費を加算する。	一部採用する。  条件不利地域の保育所は一施設当たりの利用定員が少ないと考えられるが、保育所に係る施設型給付に要する経費については、すでに、利用定員が少ない施設ほど子ども一人当たりにより要する経費が割高になることを踏まえ、適切に補正を講じているところ。 公立保育所の送迎バスに要する経費については、国の予算措置等の状況を踏まえ、所要の経費を適切に単位費用に算入しているところである。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 保健衛生費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
19	(法)	金沢市 (石川県)	4価のインフルエンザ ワクチン導入に伴う単 位費用の引き上げにつ いて	予防接種費用の増額に伴う単位費 用の引き上げ	採用する。  4価インフルエンザワクチンの導入に伴う単価の増については単位費用の 積算に反映することとする。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 地域振興費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
21	(法)	竹富町 (沖縄県)	サンゴ礁海域面積を普通交付税の補正係数へ算入することについて	サンゴ礁海域を有することによるオニヒトデ駆除や漂着ゴミの処理等の財政需要について、地域振興費(面積)等にて密度補正を新設するなどサンゴ礁海域面積に応じて算定されたい。	以下の理由により採用しない。 補正係数の新設については、サンゴ礁の保全に係る経費は団体間に偏在性があるため、地方団体の標準的な財政需要を算定する普通交付税の趣旨にならない。 なお、海岸漂着物対策に係る経費については、平成27年度から特別交付税において措置しているところ。



(様式2)

### 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分 ・ **市町村分** ]

[ 総括 ・ **需要** ・ 収入 ]

[ **臨時財政対策債** ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
22	(法)	野田市 佐倉市 (千葉県)	臨時財政対策債の廃止 及び過年度発行分の臨時 財政対策債元利償還 金の全額補償	交付税率の引上げにより臨時財政 対策債への振替を廃止する。	一部採用する。  平成28年度においては、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税 を含む一般財源総額について、平成27年度を上回る61.7兆円を確保し、地方 税が増収となる中で地方交付税について前年度とほぼ同程度を確保しつつ、 臨時財政対策債の発行を大幅に抑制した。 (平成28年度3.8兆円、対前年度△0.7兆円) また、法定率の見直しについては、平成27年度において見直しを行ったと ころであるが、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることか ら、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直 し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。 なお、臨時財政対策債は、国と地方が折半して補填することとされている 地方一般財源の不足のうち、地方負担分に対処するために発行されるもの であり、その元利償還金の全額を後年度の基準財政需要額に算入することと しているもの。
23	(法)	国立市 (東京都)	臨時財政対策債の廃止 及び交付税率の引上げ	地方財政の財源不足額と地方交付 税の法定額との乖離の幅が大きく、 かつ、その状態が続いている。臨時 財政対策債への振替制度を廃止 し、地方が自立できるだけの本格的 な税源移譲、若しくは国税4税の交 付税率引き上げを行うべきである。 地方交付税制度の抜本的改正がな されるまでの間においても、過去に 借り入れた分の元利償還金について は、実額が保障されるよう何らかの 制度新設・改正をすべきである。	一部採用する。  平成28年度においては、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税 を含む一般財源総額について、平成27年度を上回る61.7兆円を確保し、地方 税が増収となる中で地方交付税について前年度とほぼ同程度を確保しつつ、 臨時財政対策債の発行を大幅に抑制した。 (平成28年度3.8兆円、対前年度△0.7兆円) また、法定率の見直しについては、平成27年度において見直しを行ったと ころであるが、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることか ら、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直 し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。 なお、臨時財政対策債は、国と地方が折半して補填することとされている 地方一般財源の不足のうち、地方負担分に対処するために発行されるもの であり、その元利償還金の全額を後年度の基準財政需要額に算入することと しているもの。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]

[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 総括的事項 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
24	(法)	幸田町 (愛知県)	ふるさと納税の寄付金を基準財政収入額に75%算入する。	ふるさと納税の寄付金獲得のために、制度を乱用し不適切な競争に発展している。ふるさと納税の寄付金を基準財政収入額に75%算入することで適切な運用を確立したい。	以下の理由により採用しない。  基準財政収入額は、法定普通税を主体とした標準的な地方税収入である。したがって、ふるさと納税による寄附金については、基準財政収入額に算入しないこととしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 所得割 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
25	(法)	小樽市 帯広市 登別市 (北海道)  千葉市 (千葉県)  横須賀市 平塚市 (神奈川県)  下松市 (山口県)  大牟田市 (福岡県)	市町村民税所得割における精算制度及び減収補填制度の導入	市町村民税所得割において、分離譲渡所得分以外についても精算制度及び減収補填債制度を導入	採用しないが、引き続き検討する。  精算制度は、法人関係税等、景気の変動等により大きな影響を受ける恐れのある税目について特例的に設けられており、比較的安定し年度間の変動が少ない所得割については、分離譲渡所得分を除き精算制度の対象とはしていないところである。 しかしながら、個々の団体における乖離の状況等を勘案しながら、算定方法の見直し等を検討する。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]

[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 地方消費税交付金 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
26	(法)	札幌市 (北海道)	地方消費税交付金における算定方法の継続について	地方消費税交付金における算定方法について、平成28年度以降においても、当該道府県の当該年度における交付見込額、当該市町村の当該年度における交付基準（例：当該道府県に占める当該市町村の人口の割合）を用いた算定方法を継続していただきたい。	採用する。  平成28年度においては、地方消費税交付金の交付基準に用いられる統計数値（国勢調査人口及び従業者数）の更新に対応し、当該市町村の当該年度における交付基準等を用いた算定方法とすることとした。 今後とも、前年度の地方消費税交付金の交付額を算定基礎とすることを原則としつつ、算定年度における統計数値の更新や制度改正の内容に応じ、必要な算定方法の特例を設けることとしている。
27	(法)	前橋市 (群馬県)	地方消費税交付金における精算制度の導入	地方消費税交付金について、精算制度を導入されたい。	以下の理由により採用しない。  基準税額等と課税等の実績との間の乖離については、原則として精算しない取扱としているが、法人関係税等については、著しい乖離が生じること等があるため、当分の間、例外的な措置として精算することが出来るものとされている。 地方消費税交付金については、基準額及び交付額のいずれも年度間で比較的安定して推移する指標等を算定の基礎としていることから、例外的な措置としての精算を要するほどの著しい乖離が生じること等があるとは認められない。